

地域の森をきれいにしたい 団体を応援します！

令和7年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金要望募集

例えば、
こんなことに使えます！

◆ 荒れた里山林や竹林の
手入れをしたい方



地域環境保全タイプ
里山林景観の維持活動、
侵入竹除去・放置竹林の整備など

メイン
メニュー

◆ 薪やきのこなど、地域の林産物を
活用して山村を活性化したい方



森林資源利用タイプ
しいたけ原木や薪材などの伐採・
加工、特用林産物の生産など

サブメニュー
※メインと
組み合わせて
実施

◆ 森林整備のための作業道などを作りたい方

森林機能強化タイプ
歩道、作業道等の作設・改修
鳥獣害防止柵の設置・補修
関係人口創出・維持タイプ
地域外関係者(関係人口)の参加を
創出・維持するための活動



鳥獣被害
対策にも！



詳しくは
裏面で！

里山林は、薪や炭などの生産の場として古くから私たちの生活に密接し、維持管理されてきました。

しかし、化石燃料の普及や住環境の変化、山村地域の過疎化・高齢化により、侵入竹林や手入れ不足の森林の拡大が進んでいます。

そのため島根県では、地域住民等による森林の手入れ等の共同活動への支援を行い、里山林の機能を回復させ、地域の活性化につなげていきます。

島根県森林活用地域協議会

■交付金の対象となる活動と交付単価

(活動期間が3年未満の活動組織であり、県及び市町村の上乗せ支援がある場合)

種類	交付単価	交付金の対象となる活動
①活動推進費 (3か年の活動計画の 具体化に対する支援)	初年度のみ 15万円	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修など
②地域環境保全 保全タイプ	里山林保全 (初年度) 160千円/ha (2年目) 153千円/ha (3年目) 146千円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険など
	侵入竹除去 ・竹林整備 (初年度) 380千円/ha (2年目) 353千円/ha (3年目) 326千円/ha	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険など
③森林資源利用タイプ	(初年度) 160千円/ha (2年目) 153千円/ha (3年目) 146千円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険など
④森林機能強化タイプ	1mあたり 1千円	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り
⑤関係人口創出・維持 タイプ	年1回 66千円	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険など(10名以上の地域外関係者が参加する活動を行う必要があります)
資機材・施設の整備 (パソコン・デジカメ等 の汎用性の高い物品等は 対象外)	購入額の 1/2以内	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器などの購入・設置費
	購入額の 1/3以内	林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋の購入・設置費

※令和7年度事業は改正中のため、内容が変更になる可能性があります。

※森林機能強化タイプ及び関係人口創出・維持タイプは、地域環境保全または森林資源利用タイプと組み合わせて実施可能となります。

※交付上限は、1組織あたり500万円です。

※活動期間が4年を超える場合の交付単価は市町村により異なります。詳細は応募窓口へ。

■応募の方法

「活動計画書」(活動組織名、所在地、取組の背景や概要、3年間の活動計画、年度別の取組内容、計画図などを記載)を作成し、

令和 年 月 日() までに下記応募窓口にご提出ください。

※「活動計画書」様式は令和6年度版をご利用ください。

■活動できる組織

島根県内の里山林等を保全・利用する活動組織。地域住民や森林所有者など3名以上で構成され、規約の作成や区分経理が必要です。自治会、NPO法人、森林組合、企業などが単独実施または1構成員になれます。また、活動を行う森林の所有者との協定書を締結する必要があります。

■詳しい内容・様式など

当協議会のHPから様式をダウンロードして下さい。

→『島根県 森林山村多面的』で検索!

■お問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部林業課

(島根森林活用地域協議会事務局)

TEL0852-22-5161 FAX0852-26-2144

■応募窓口

活動地域の所在する市町村の林業担当課